

第1回豊島廃棄物等技術委員会中間処理分科会
議事録速報版

日時 平成12年7月29日（土）

13:20~17:38

場所 香川厚生年金会館

出席委員

分科会長 永田 勝也
委員 猪熊 明
委員 坂本 宏
委員 鈴木 三郎
委員 高月 紘

1 開会

- 県から、次のような挨拶があった。

6月29日に開催された第1回豊島廃棄物等技術委員会において、中間処理分科会と暫定措置分科会が設置された。

7月26日には暫定措置分科会が開催された。

中間処理分科会においては、中間処理施設の技術的要件、豊島廃棄物等の海上輸送に関する技術的要件等について審議していただくことになっている。

今後、事業の実施に当たっては、各委員の御指導、御助言を賜り、豊島住民や直島町の方々等の御理解と御協力を得ながら、環境保全や安全に万全を期する。

県としては、中間処理施設の整備を契機として、直島町において、新たな環境産業の展開が図られ、町の活性化につながるようエコタウン構想の策定、実現等に向けて取り組んできており、7月27日には、エコタウンプラン策定の調査事業について通産省から国庫補助金の内示があった。今後は、エコタウンプランに書かれた事業等を実施することにより、21世紀における香川県の循環型社会の形成につなげたい。

- 分科会長は、議事録署名人として、坂本委員と鈴木委員を指名した。
- 7月28日県政記者クラブから申入れのあった分科会の会議の公開について協議したところ、原則非公開とし、技術委員会と同じ取り扱いをすることが了承された。
- 分科会長は、中間処理分科会においては、傍聴人の発言を、直島、豊島の順番で行うことを決定した後、傍聴人に対し意見を求めたところ、次のような発言があった。

(直島町代表者)

早期に事業が実施できるように、各委員の御指導、御助言をお願いする。

(豊島住民代表者)

- a 直島の中間処理プラントの整備と豊島の搬出体制や水処理施設の整備とのすりあわせをするなど、暫定措置分科会との整合性を図っていただきたい。
- b 技術要件に「プラスチック系廃棄物等の処理を行う計画がある」と記述されている。中間処理施設は豊島廃棄物等の処理をするためのものであり、他の物は豊島廃棄物等の処理が終わってから処理することになっている。

技術要件の記述は、事実関係と認識が異なっている。調停条項に従った議論をお願いする。

豊島住民の発言に対し、分科会長から、次のように回答があった。

- a 暫定措置分科会と中間処理分科会の整合性を図るように審議したい。そのために、技術委員会も開催する。中間処理分科会でも必要な議論はする。
 - b 調停条項をベースとして議論することは間違いない。調停条項では、関係者と合意が成立すれば豊島以外の廃棄物を処理できるようになっている。技術要件は、その考え方従って議論する。
- 分科会長は、暫定措置分科会で豊島住民から要望のあった技術委員会の議事録速報版の公開について、各委員に議事録の内容について回答期限を付して意見照会し、期限が過ぎれば意見なしとして処理することを図ったところ、出席委員の了承が得られ、他の委員に確認手続をしたうえで、公開することとされた。
- また、中間処理分科会においても、同様の取り扱いをすることとされた。
- 分科会長が、三菱マテリアル(株)及び(株)日本総合研究所の会議への出席について諮ったところ、了承された。

2 報告

① 溶融スラグの利用について

事務局から、溶融スラグをコンクリート骨材として有効利用することについて、香川大学を中心とした産学官共同研究グループで行われている研究内容の説明があり、次のような、分科会長及び委員による、事務局との質疑応答や事務局への要望がなされた。

- a 水が出てくるブリージング現象は見られなかったのか。

答 ブリージングが多いことは予め想定しており、減水剤の量でカバーした。

- b アビリティ試験に近いようなものがあるのか。

- 答 ある。
- c フォローアップ試験は、実物大に近い試験か。
- 答 試験時期等を確認して、できるだけ実物に近い物を使用したい。
- d 実際の処理の1年前ぐらいから、同規模の試験施行をする必要がある。このことを考慮して、研究計画をたてる必要がある。
- e スラグについての県サイドの詳細な研究内容を、次回の分科会に提出していただきたい。
- f 今後、継続して、溶出試験を実施するのか。
- g 暴露供試体を保管しており、いつでもサンプリングが可能である。今後は、香川大学自体の研究として続けられると聞いている。
- h スラグの置換率が増加するとコンクリートの乾燥収縮は小さくなるという説明があつたが、その効果はプラスに働くと考えてよいのか。
- 答 スラグを入れることにより、クラック防止用の鉄筋等が不要であれば、経済的なコンクリートとして使えるようになる。
- i 乾燥収縮の差がどのような意味をもつのか、メカニズムや原因を検討する必要がある。
- j 他の溶融スラグに関する研究事例を参考にしながら、報告をまとめていただきたい。

3 審議

① 中間処理施設の整備に係る技術要件について

I 中間処理施設の整備に係る技術要件について

事務局から、資料(中間)1・3/1-1について説明があったが、修正資料のとおり内容を修正し、基本的な要件が了承された。

なお、スラリー化飛灰搬送設備、燃料貯蔵・供給設備、受配電設備、給水設備等については、三菱マテリアル(株)等と詳細を詰めたうえで、次回の分科会で検討されることとされた。

II 中間処理施設建設予定地における地質調査結果について

事務局から、資料(中間)1・3/1-2について説明があり、分科会長から次のような質問があったが、事務局案が了承された。

- 地質断面図を見ると、土地の高低差があるが、平坦にするのか。

これに対し、事務局から次のような回答があった。

- 炉の形式に合わせて、切り盛りバランスを考慮して造成する。

III 中間処理施設のユーティリティについて

事務局から、資料(中間)1・3／1-3について説明があり、三菱マテリアル(株)等と詳細を詰めたうえで、改めて検討することとされた。

② 技術委員会の今後の活動計画について

事務局から、今後の工程、委員会の活動計画について説明があり、分科会長から次のような意見があり、再検討することとされた。

- a 委員会が実施することと、県が実施することを区分して、明示すること。
- b 資料相互に整合性がとれていないところがあるので、整合性を図ること。
- c 特殊前処理物処理施設については、もっと早めの対応を考えてもよいのではないか。
- d 桟橋、海上運送については、技術委員会としての関わり方を整理して、次回の分科会で検討したい。

③ 豊島－直島間の廃棄物等運送計画について

事務局から、豊島－直島間の廃棄物等運送計画について説明があったが、分科会長から、技術委員会としての関わり方を整理する必要があるとの意見があり、再検討することとされた。

また、事務局から、廃棄物等の運送計画について、関係企業からヒアリングする計画が説明され、次回までに事務局において基礎資料を整理し、その上で企業を選定し委員も参加して直接ヒアリングすることが了承された。

なお、特殊前処理物については、直島から豊島への返送に関しても検討することとされた。

④ 廃棄物等の海上運送検討のための事前調査について

事務局から、資料(中間)1・3／4について説明後、委員から次のような意見があり、事務局案が了承された。

- ・ レーダー観測を実施することにより、船の航跡を十分把握することができ、揚げ地、積み地がどこになんでも、対策を検討することができる。

○ 分科会長から、今後の進め方について、次のような発言があった。

- ・ 秋頃に中間処理施設のメーカーが決定した段階で、時期を見計らって技術委員会を開催し、両分科会のすりあわせをしたい。

⑤ 配付資料の取扱について

配付資料については、次のように取扱うこととされた。

- ・ 次第、資料(中間)1・3／1-2、資料(中間)1・3／1-3、資料(中間)1・

3／4、資料(中間)1・3／5は公開する。

- ・ 溶融スラグの利用についての資料は、他の機関との関係を考慮して非公開とする。
- ・ 資料(中間)1・3／1-1は、再検討を要するので非公開扱いとするが、修正内容をふまえた上で県が記者説明用に参考資料として使用することは認める。
- ・ 技術委員会の今後の活動計画及び豊島－直島間の廃棄物等運送計画についての資料は、内容が確定した後に公開する。

○ 次回の分科会は、8月22日(火)の午後、高松市で開催されることとされた。

○ 事務局から、今後の予定について、次のような説明があった。

中間処理施設の整備については、WTOの政府調達に関する協定が適用されるので、入札広告から入札まで最低40日の期間が必要である。

今後、このような期間を確保しながら、発注仕様書の作成等の手続を進める。

確定的なスケジュールは申し上げられないが、技術要件の審議等があるので、かなり厳しいスケジュールになるとを考えている。

○ 分科会長は、傍聴人に対し意見を求めたところ、次のような発言があった。

(直島町代表者)

a 直島の中間処理施設は、あくまでも豊島廃棄物等を処理する施設であり、他の廃棄物を代替燃料として利用することは理解できない。

他の廃棄物を代替燃料として利用するのであれば、県から、改めて、町、町議会に説明をしていただきたい。その場合には、直島への輸送コストなどコスト面について検討しておいていただきたい。

b 審議の中で、中間処理プラントの要員が18人という説明があったが、根拠は何か。

c 廃棄物等の輸送についてのヒアリング対象として、砂利船業者を含むのか。

これらに対し、a、cについて分科会長から、次のような回答、意見があった。

a 他の廃棄物の処理は、もし処理するようになればメーカーに対応できるようにしておいてほしいということであり、既成事実としているものではない。

c 運送計画のヒアリングは、豊島廃棄物等だけでなく、スラグも対象として実施する。砂利船業者も含めるようにしたい。

また、a、b、cについて事務局から、次のような回答があった。

a 他の廃棄物を処理するとすれば、技術的なデータを踏まえて、地元の方々の合意を得たい。

b 平成10年の参考見積で出されたデータをベースにしたものであり、処理方式によ

り異なるが、昼間働く人が最大で18人、3交替全体のべ人数で35～36人となっている。

c ヒアリングの対象は制限していない。

(豊島住民代表)

基本的に、中間処理施設は豊島廃棄物等を先行して処理するものであり、他の廃棄物は何かあったときに処理するものと考えている。それを前提に技術要件をまとめていただきたい。

代替エネルギーとして他の廃棄物を処理することは考えていない。例えば、阪神大震災の時に、神戸の廃棄物を横浜で処理したが、そのようなことは考えられる。

これに対し、分科会長から、分科会として調停条項の内容に踏み込んではいないという回答があり、直島町からの意見もあり、技術要件を、調停条項の文章に沿った表現にすることとされた。